

個人責任補償 学校賠償総合プラン

(統合賠償責任保険)

教育活動を取りまく様々な賠償問題から学校と生徒を守る保険

この保険は賠償責任保険普通保険約款に統合賠償責任保険特別約款、基本特約Ⅰ施設業務危険補償、基本特約Ⅱ保管財物危険補償および業務外個人行為補償特約Ⅱ(学校用)をセットして構成されています。

《このような場合にお役に立ちます》

◎学校の法律上の損害賠償責任

学校の施設の使用・管理や教育活動の遂行に起因して、学校が生徒または第三者に損害をあたえた場合(教職員の行為による学校の賠償責任を含みます。)

◎生徒個人の法律上の損害賠償責任

学校管理下中(教育活動、クラブ活動、校外教育等)に生徒が、他の生徒または第三者に損害をあたえた場合

◎教職員個人の法律上の損害賠償責任

学校の教育活動中に教育活動に直接起因しない教職員の個人行為(注)によって、生徒または第三者に損害をあたえた場合

○外部協力者個人の法律上の損害賠償責任(オプション)

ゲストティーチャー等の外部の学校教育指導協力者が、生徒または第三者に損害をあたえた場合

(注) 学校管理下中における教職員の業務に直接関係のない(業務性のない)歩行、食事、放課後の個人的なスポーツなど日常生活上の行為をいいます。

お支払いする保険金等

損害の種類	内 容	お 支 払 額
損害賠償金※	・治療費、入院費等の身体に関する損害賠償金、修理費用等の財物に関する損害賠償金 ※損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額(財物損壊の場合、時価が基準となります。)、過失割合等によって決定されます。	損害の全額 ただし、支払限度額が限度です。
損害発生拡大防止費用	・事故再現実験費用・現場保存費用等の原因究明費用 ・損害賠償請求対応のための必要な割増賃金等の労働力費用 ・事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出したその他の必要または有益な費用	費用の全額
権利の保全行使手続費用	・権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用	
応急手当等の緊急措置費用	・応急手当、護送その他緊急措置をとるために必要であった費用	
争訟費用	・訴訟、仲裁、和解または調停等に要した費用	
保険会社への協力費用	・日新火災の求めに応じ、協力するために要した費用	

保険金をお支払いできない主な場合

補償の種類	内 容
共 通	●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意 ●地震、噴火、津波、洪水、または高潮 ●戦争、外国の武力行使、革命、内乱または暴動等 ●被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 など
学校の責任による賠償事故 (基本特約Ⅰ施設業務危険補償)	●排水、または排気(煙を含みます。)に起因する損害賠償責任 など
生徒個人・教職員個人の責任による賠償事故 (業務外個人行為補償特約Ⅱ(学校用))	●学校(記名被保険者)の所有、使用または管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ●被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指示による暴行・殴打に起因する損害賠償責任 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 など

学校管理下の
あらゆるシーンは
様々な危険と
隣りあわせです

通常の学校賠償保険では学校、教師の職務による行為の賠償リスクしか補償されていないケースがほとんどですが、実際の事故は、事故の形態により生徒個人（またはその親権者）も損害賠償責任を負うケースも多いのです。

この保険では、学校、教職員個人、生徒個人の賠償リスクを補償します。

個人の責任

学校の責任

↓

被害者

※「個人の責任」と「学校の責任」が重なる部分は双方に責任がある場合を表現しています。

《基本特約Ⅰ施設業務危険補償》

学校の施設の使用・管理や教育活動の遂行に起因して、生徒または第三者の身体に障害をあたえたり財物を損壊させた場合、学校が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。（教職員の行為による学校の賠償責任を含みます。）

学校の責任
となる事故

教職員による事故



- 職場体験受入先の企業で教師が置き皿を割ってしまった。

施設設備の欠陥による事故



- 体育祭で設置した入門門が倒れ、見学していた保護者がケガをした。

指導ミスによる事故



- 理科の実験中に器具の使用方法を誤って教えたため、生徒がケガをした。

生徒・教職員個人の
責任となる事故

《業務外個人行為補償特約2(学校用)》

学校教育活動中の教職員または学校管理下中の生徒の個人行為によって、生徒または第三者の身体に障害をあたえたり財物を損壊させた場合、これらの方が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

自転車による事故



- 部活動の試合に自転車で行く途中、通行人をはねてケガをさせた。

総合学習中の事故



- 職業体験の訪問先でコードに足をひっかけてしまい、ノートパソコンを壊した。

学校内での事故



- 休憩時間中にキャッチボールをしていたところ、ボールがそれて来校者の車に損害をあたえた。

その他の事故例

- ☆生徒が修学旅行中に枕投げをしていて旅館の窓を割った。
- ☆生徒が清掃時間中にほうきの柄が後ろにいた別の生徒の目にあたりケガをさせた。
- ☆部活動の練習中に生徒の打ったボールが、グラウンドの外に出てしまい、通行中の車に損害をあたえた。
- ☆教職員が放課後、個人的にバットの素振りをしていたら生徒に当たりケガをさせた。

外部協力者個人の責任に対する補償（オプション）※

業務外個人行為補償特約2（学校用）

ゲストティーチャー等の外部協力者を被保険者数に加えることにより外部協力者が負った法律上の損害賠償責任を補償することができます。

《事故例》

- ・学校からの依頼を受け、生徒に竹細工の作り方を教える指導協力者が誤って小刀を落とし、生徒の足にケガを負わせた。（※生徒数、理事、校長、教職員数に外部協力者数をプラスして保険料を算出します。）

※上記の事故例は、事故の形態や原因により損害賠償責任を負う方が異なる場合があります。

※同スポーツ中での事故は損害賠償責任が発生しないケースがほとんどであり、その場合は保険金をお支払いできません。

学校が預かっている物の事故

《基本特約Ⅲ保管財物危険補償》

学校が第三者からお借りしたり、生徒から預かった品（保管財物）を管理している間に、失火などにより損壊したり、紛失したり、盗難または詐欺されたことにより、その持ち主等に対し損害を与えた場合、その持ち主に対して、法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償します。

預り物に対する事故



○ 生徒から預かった携帯電話を誤って紛失してしまった

保管財物に対する事故



○ 体育の授業中に教室に保管していた制服を盗難されてしまった

借り物に対する事故



○ 体育祭のために業者から借りていたテントを誤って壊してしまった

※第三者からお借りしたり、お預かりした自動車に生じた損害については補償の対象となりません。

※貨幣、紙幣、有価証券、宝石、または貴金属等の損害については補償の対象となりません。

※生徒、教職員、外部協力者が個人的に借用しているものは補償の対象となりません。

※保管物の保管状況によっては保険金のお支払対象とならない場合もありますのでご注意ください。

※同一自治体が所有する物に対しては損害賠償責任が発生しないため補償の対象となりません。

補償内容と保険料

補償内容の一例

特約	補償内容	支払限度額		自己負担額 (1 事故)
		1 事故につき	保険期間中	
基本特約Ⅰ施設業務危険補償 (事故対応費用補償特約(基本特約Ⅰ用)セット)※	身体・財物共通	1,000 万円	—	0 円
業務外個人行為補償特約2(学校用)	身体・財物共通	1,000 万円	—	0 円
基本特約Ⅲ保管財物危険補償	財物	50 万円	50 万円	0 円

※業務外個人行為補償特約2(学校用)以外にもセットできる特約がございます。詳細につきましては株式会社スクールキーパーへご照会ください。

《上記補償内容の場合の保険料例》

保険料①・・・基本特約Ⅰ施設業務危険補償
(事故対応費用補償特約(基本特約Ⅰ用)セット)

保険料②・・・業務外個人行為補償特約2(学校用)

保険料③・・・基本特約Ⅲ保管財物危険補償

保険期間：各コースとも保険開始日より1年間
保険契約者：自治体または貴校となります。

生徒数	教職員数	保険料①	保険料②	保険料③	合計保険料(注)
300名	30名	8,030円	49,500円	2,540円	60,070円
400名	40名	10,710円	66,000円	2,540円	79,250円
500名	45名	13,380円	81,750円	2,540円	97,670円
600名	50名	16,060円	97,500円	2,540円	116,100円
800名	60名	21,410円	129,000円	2,540円	152,950円
1,000名	70名	26,760円	160,500円	2,540円	189,800円

(注) 保険料は各人数での目安です。個別の保険料は裏面の取扱代理店または営業担当にお問い合わせください。

※過去3年間の事故による保険金支払い件数、保険金支払金額により割増保険料をいただくことがあります。